

諮問事項2 請願・陳情付託除外基準の拡大について
私人間の争いに関する陳情（民間紛争）を付託除外とする
及び
諮問事項5 請願・陳情の区議会HP上での公開について

1 課題

請願・陳情をHP上で公開する場合は、その内容により、下記（1）～（4）の弊害が生じる恐れがある。

- （1）個人情報の漏えい
- （2）事実と異なる又は明らかでない内容を掲載することにより、風評被害が発生
- （3）提出者の思想・信条を広めることに関与
- （4）私人間の紛争に影響を与える

2 解決策

HP上での公開に適さないと考えられる陳情は、公開を原則とする議会における審査にもなじまないものと考えられることから、他区における付託除外基準の例等を参考に、付託除外基準の内容または運用の見直しを行う。

3 前回の主な議論と論点

（1）法令又は公序良俗に反するもの

①前回の主な議論

付託除外基準の追加が必要である	
公明党	現行の付託除外基準と重複する部分はあるが、追加が必要である。
現行の付託除外基準で除外すべきであり、基準の追加は必要ない	
共産党	本項目は、現行の付託除外基準の考え方に含まれている。
付託除外にすべきではない	

②本日の論点

付託除外基準として追加すべきか否か（否の場合は、現行基準の「（5）その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの」で除外するか）。

(2) 個人の秘密を暴露し、プライバシーを侵害するおそれのあるもの

①前回の主な議論

付託除外基準の追加が必要である	
自民党	<ul style="list-style-type: none">・ 現行の付託除外基準「特定の個人、団体等を誹謗、中傷し、その名誉毀損、信用失墜の恐れがあると思われるもの」は、かなり良くないケースを想定している。信用失墜とまではならずとも、個人を限定するようなことや、軽微な個人情報が出てしまう恐れはあるので、本項目を追加すべきである。・ 本項目が追加されれば、事務局としても陳情者に説明でき、該当部分を取り除いた形で陳情を提出してもらうことができる。
公明党	現行の付託除外基準と重複する部分はあるが、必要な項目である。
共産党	現行の付託除外基準の考え方に含まれるが、きちんと明確にすることが必要だということであれば、今までの範囲を超えるわけではないので問題はない。
民主クラブ	陳情のホームページ上での公開を進める上でも、本項目の追加は必要だと考える。
現行の付託除外基準で除外すべきであり、基準の追加は必要ない	
付託除外にすべきではない	

②本日の論点

付託除外基準として追加することを最終確認。

(3) 趣旨等が不明確のもの

①前回の主な議論

付託除外基準の追加が必要である	
公明党	付託除外基準として追加すべき。
現行の付託除外基準で除外すべきであり、基準の追加は必要ない	
共産党	本項目は、現行の付託除外基準の考え方に含まれている。
付託除外にすべきではない	

②本日の論点

付託除外基準として追加すべきか否か（否の場合は、現行基準の「(5) その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの」で除外するか）。

(4) 職員・議員の身分に関し、個別の処分を求めるもの

①前回の主な議論

付託除外基準の追加が必要である	
公明党	付託除外基準として追加すべき。
現行の付託除外基準で除外すべきであり、基準の追加は必要ない	
共産党	本項目は、現行の付託除外基準の考え方に含まれている。
付託除外にすべきではない	

②本日の論点

付託除外基準として追加すべきか否か（否の場合は、現行基準の「(5) その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの」で除外するか）。

(5) 同一期間内（1～4 定例会）でかつ、同趣旨で特段の変化がないもの

①前回の主な議論

付託除外基準の追加が必要である	
公明党	付託除外基準として追加すべき。
現行の付託除外基準で除外すべきであり、基準の追加は必要ない	
付託除外にすべきではない	

②本日の論点

付託除外基準として追加すべきか否か（現行の基準の運用で除外すべきか）。

(6) 私人間の紛争に関するもの

①前回の主な議論

付託除外基準の追加が必要である	
自民党	議決機関としては、案件に対して答えを出すべきであり、私人間の紛争に関する陳情は除外すべきである。
民主クラブ	議会は裁判所ではないので、私人間の争いについて、どちらが正しいと決定することは馴染まない。本項目の追加には、基本的に賛同する。ただし、私人間の紛争に起因しても、条例の制定や都市計画、その他行政に事務執行での対応を求めるものなど、議会の議論に馴染むものは除外すべきではない。
現行の付託除外基準で除外すべきであり、基準の追加は必要ない	
付託除外にすべきではない	
その他の意見	
共産党	私人間の紛争をすべて除外にすることは問題だが、その範囲については検討の余地がある。

②本日の論点

付託除外基準として追加するにあたり、審査すべき私人間の紛争に関する請願・陳情はどのような内容のものとするか。

(7) 区内に住所を有しない者（在勤・在学者は除く）から提出されたもの

①前回の主な議論

付託除外基準の追加が必要である	
公明党	付託除外基準として追加すべき。
現行の付託除外基準で除外すべきであり、基準の追加は必要ない	
付託除外にすべきではない	

②本日の論点

付託除外基準として追加すべきか否か（現行の基準の運用で除外すべきか）。

(8) 国際紛争に関するもの

①前回の主な議論

付託除外基準の追加が必要である	
公明党	国に関するものであり、付託除外基準として追加すべき。
現行の付託除外基準で除外すべきであり、基準の追加は必要ない	
付託除外にすべきではない	

②本日の論点

付託除外基準として追加すべきか否か（現行の基準の運用で除外すべきか）。

(9) 外交問題に関するもの

①前回の主な議論

付託除外基準の追加が必要である	
公明党	国に関するものであり、付託除外基準として追加すべき。
現行の付託除外基準で除外すべきであり、基準の追加は必要ない	
付託除外にすべきではない	

②本日の論点

付託除外基準として追加すべきか否か（現行の基準の運用で除外すべきか）。

4 参考（現行の付託除外基準の内容）

No.	項目
(1)	係争中のもの、または調停中のもの
(2)	郵便等で送付されたもののうち、住所、連絡先等が不明確で連絡がとれないもの
(3)	特定の個人、団体等を誹謗、中傷し、その名誉毀損、信用失墜の恐れがあると思われるもの
(4)	既に願意が達成されているもの
(5)	その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの